

## Topics | トピックス

- ◆ 第20・21・22回社会保障審議会年金部会が開催される
- ◆ 2024年度国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の表彰自治体を決定
- ◆ 世帯主が65歳以上の世帯が占める割合、2050年には約46%に  
～国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2024年推計）」～
- ◆ 2024年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.1%

### ◆ 第20・21・22回社会保障審議会年金部会が開催される

厚生労働省は、11月15日に第20回社会保障審議会年金部会（以下、年金部会）、11月25日に第21回、12月3日に第22回年金部会を開催した。部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授。各回の議事は下記のとおり。

年金部会では次期制度改正に向けて年末までに改革案をとりまとめ、2025年の通常国会での法改正を目指す。

#### 各回の議事

第20回：「被用者保険の適用拡大及び第3号被保険者を念頭に置きたいいわゆる「年収の壁」への対応」「脱退一時金」

第21回：「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）」「在職高齢年金制度」「標準報酬月額の上限」

第22回：「年金制度における子に係る加算等」「その他の制度改正事項（国民年金保険料の納付猶予制度）」

### ◎ 第20回年金部会

#### 【被用者保険の適用拡大への対応】

##### <労働時間要件について>

週の所定労働時間が20時間以上という被用者保険適用の基準は、雇用保険法の適用基準を参考に設定されている。

これまでの年金部会では、雇用保険の加入対象の拡大に伴い、被用者保険の適用についても労働時間要件を引き下げるべきという意見が多かった。さらに、将来的には撤廃を目指す方向で議論が進められてきたが、労働時間の引下げまたは撤廃で適用が拡大すれば、被保険者・事業主の保険料や事務の負担増加の影響は大きい。また、被用者保険の被用者の範囲をどのように線引きするかについてさらなる議論が必要である。

そのような観点から、今回の部会では、次期改正に向けては労働時間要件を見直さないことで見解が一致した。今後は、雇用保険の適用拡大の施行状況等を慎重に見極めながら引き続き検討を行う。

##### <参考> 雇用保険の適用拡大

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（2028年10月1日より施行）。これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

### <賃金要件について>

賃金が月額8.8万円（年収で約106万円相当）以上という基準は、これよりも低い賃金で被用者保険を適用した場合、国民年金第1号被保険者より低い負担で基礎年金が給付され、さらに報酬比例部分の年金も給付されることから、負担や給付の水準とのバランスを図るために設定された。

これまでの年金部会では、年収換算で約106万円相当という額が就業調整の基準として意識されている一方で、最低賃金の引上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす場合が増えるということも踏まえて賃金要件の引下げや撤廃が検討されてきた。今回の部会では、引下げは新たな「年収の壁」を生み出すだけだとの考えから、確実に適用拡大を進めるために賃金要件を撤廃することで見解がおおむね一致した。

### <学生除外要件について>

この要件は、短期間で資格変更が生じるために手続きが煩雑となるとの考えから設定された。

これまでの年金部会では、同理由で現状維持が望ましいとする意見が多かったが、今回の部会でも現状維持の方向で見解が一致した。

### <企業規模要件について>

企業規模要件に係る対象の拡大は2016年から段階的に進められ、2024年10月からは従業員50人超の企業等であることが適用の基準とされている。段階的な設定は、中小の事業所への負担を考慮した激変緩和措置であるため、企業規模要件は、法律本則に規定された他の要件と異なり、改正法の附則に当分の間の経過措置として規定されている。

これまでの年金部会では、企業規模によって被用者保険の適用の有無が変わることは不合理であり、企業規模要件を撤廃すべきとの意見が多かった。

今回の部会でも労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点から、企業規模要件を撤廃することで見解がおおむね一致した。撤廃については、事業所における事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策の検討を続ける。

### <個人事業所に係る被用者保険の適用範囲について>

個人事業主の適用については徐々に拡大され、現在は、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所のうち、法定17業種は強制適用事業所としたものの、それ以外の業種は非適用事業所となっている。一方、常時5人未満の従業員を使用する個人事業所は、業種にかかわらず非適用事業所。

これまでの年金部会では、雇用形態や業種によって被用者保険の適用の有無が変わることは不合理であり、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所について、すべて適用すべきという意見が多かった。また、非適用業種の解消にあたっては、企業に対する経過措置や支援策による配慮及び事業主負担の軽減策等についての検討が必要との意見が出された。

今回の部会では、非適用事業の解消となるためには、対象事業所が非常に多く、その把握が難しいと想定されること、国民健康保険制度への影響が大きいこと等から、慎重な検討が必要だとして、今回は適用しないことで見解が一致した。

#### <参考> 適用拡大に係る配慮措置・支援策（案）

##### ① 準備期間の確保

十分な準備期間を確保して施行期日を設定する。

##### ② 積極的な周知・広報

- ・被用者保険の適用拡大とは何か ・自身が対象事業所なのか ・どういった対応が必要なのか
- ・どういった支援が得られるのか など

##### ③ 事務手続きに関する支援

手続きの簡素化、手続きの丁寧な説明、専門家等による支援 など

##### ④ 経営に関する支援

経営相談支援、生産性向上支援、価格転嫁支援 など

## 【第3号被保険者を念頭に置きたいいわゆる「年取の壁」への対応】

第3号被保険者制度の在り方に関しては、下記の観点から年金部会で議論されてきた。

- 女性の労働参加が進展し女性を取り巻く環境が変化してきたこと。
- 世帯類型で負担・給付に不公平が生じない被用者保険制度を構築すること。
- 育児や介護、病弱等の理由により就業に制約がある第3号被保険者や、第3号被保険者制度を前提に生活設計をしてきた人への配慮が必要であること。

今後も、被用者保険の適用拡大を進めるうえで、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けてステップを踏んでいく方向性が示された。また、いわゆる「年取の壁」を意識した就業調整の問題を解消するには、働き方に中立的な制度を構築していくことが必要との見解が示された。

## 【脱退一時金】

外国人が国民年金や厚生年金保険の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。再入国許可を得て出国した場合でも、脱退一時金を請求することができる。ただし、いったん受給すると保険料の支払期間はゼロとなり、再入国して保険料を支払っても、期間が10年に満たなくなることも想定される。

そこで、年金部会では、日本に再入国する外国人が将来年金を受け取りやすいよう制度を見直す方針で検討を進める。再入国の資格がある場合、今後は一時金を出さず、かわりに保険料を払った時期を年金の加入期間に組み入れるようにする。

## ◎第21回年金部会

### 【基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）】

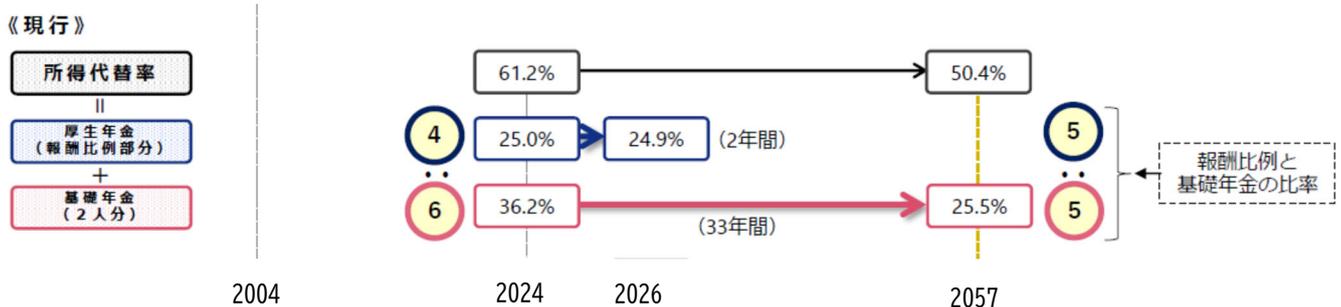
現行制度のマクロ経済スライドによる給付調整は、財政検証による過去30年投影ケースで厚生年金（報酬比例部分）は2026年度に終了する。一方で、基礎年金の給付調整は2057年度まで30年以上継続し、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下することとなる。この結果、低所得層ほど年金の水準が低下し、厚生年金の所得再分配機能も低下する。

2024年度時点の所得代替率61.2%（報酬比例部分25.0%、基礎36.2%）は、厚生年金の調整が終了する2026年には60.8%（報酬比例部分24.9%、基礎35.9%）、基礎年金の調整が終了する2057年には50.4%（報酬比例部分24.9%、基礎25.5%）となり、定額給付の基礎年金の比率が6割から5割に低下することにより、厚生年金の所得分配機能も低下することになる（図1）。

今後の見直しの方向性としては、基礎年金と報酬比例の比率（6：4）を維持したうえで報酬比例部分のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させることで、公的年金全体の給付調整を早期に終了させる。これにより、基礎年金と報酬比例部分はともに調整期間を2036年で終了し、所得代替率は56.2%（報酬比例部分22.9%、基礎33.2%）となる（図2）。調整期間を一致させるため、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更する。

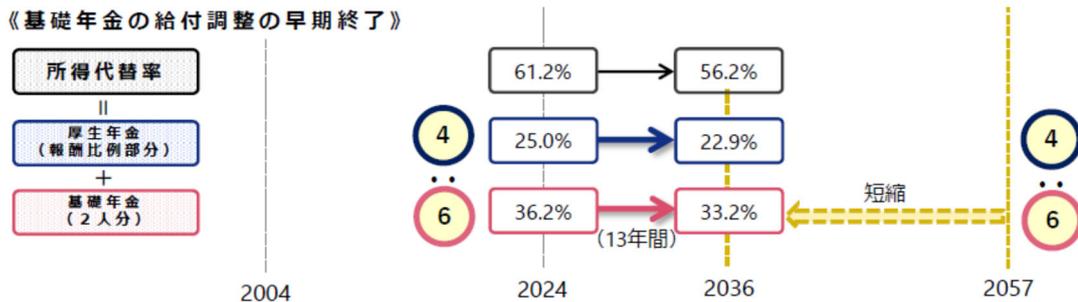
今回の部会では、基礎年金の給付水準低下を止めることには賛同する意見が多かったが、基礎年金の財源に厚生年金保険料を充てることの是非も含めてさらなる試算と検討が必要とされた。

### <図1> 現行のマクロ経済スライドによる給付調整による所得代替率（過去30年投影ケース）



## &lt;図2&gt; 基礎年金の給付調整を早期終了した場合の所得代替率

《基礎年金の給付調整の早期終了》



## 【在職老齢年金制度】

現行の在職老齢年金制度では、賃金と年金の合計額が支給停止基準額50万円を上回る場合に年金が支給停止される。高齢者の就業を抑制せず働き方に中立的な仕組みとする観点から、下記のような見直し案が出された。

今回の部会では、高齢者の労働年齢が上昇している現在、高齢者の労働参加を妨げないような見直しの方向性に対しては賛同意見が多かった。一方で、支給停止基準額の引上げや制度そのものの廃止で、働く受給者が受け取る厚生年金の給付水準は上昇するが、年金財政を圧迫するため将来の世代に対する給付水準が低下するとの懸念が示された。今後も検討が重ねられる。

## 在職老齢年金制度の見直し案

- ① 在職老齢年金制度を撤廃する  
⇒ 所得代替率への影響▲0.5%
- ② 支給停止基準額を71万円に引き上げる (支給停止対象者数約23万人 (在職受給権者の約7%))  
⇒ 支給停止額約1,600億円、所得代替率への影響▲0.3%
- ③ 支給停止基準額を62万円に引き上げる (支給停止対象者数約30万人 (在職受給権者の約10%))  
⇒ 支給停止額約2,900億円、所得代替率への影響▲0.2%

## 【標準報酬月額の上限】

現行の制度では、標準報酬月額の上限の追加は、全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合に行われる。厚生年金保険の標準報酬月額は全32等級で、下限は8.8万円、上限は65万円 (2020年9月～)。健康保険・船員保険の標準報酬月額は全50等級で、下限は5.8万円、上限は139万円 (2016年4月～)。

現在、上限等級に多くの者が該当している状態が継続しており、上限該当者には、負担能力に応じた負担を求めるとともに、将来の給付も増やすことができるようにする観点から、現行ルールの見直しが考えられる。上限等級を追加すれば、保険料収入が増加し厚生年金の将来の給付水準の上昇にもつながる。このような観点から下記のような見直し案が示され、引き続きの検討が行われる。

## 標準報酬月額の上限設定の見直し案

- ① 上限98万円 (改定ルール：上限該当者が2%を超える場合に上限引上げ)  
⇒ 所得代替率への影響+0.5%
- ② 上限83万円 (改定ルール：上限該当者が3%を超える場合に上限引上げ)  
⇒ 所得代替率への影響+0.4%
- ③ 上限79万円 (改定ルール：上限該当者が3.5%を超える場合に上限引上げ)  
⇒ 所得代替率への影響+0.3%
- ④ 上限75万円 (改定ルール：上限該当者が4%を超える場合に上限引上げ)  
⇒ 所得代替率への影響+0.2%

## ◎第21回年金部会

### 【年金制度における子に係る加算等】

次代の社会を担う子どもの育成を支援し子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、2つの視点で見直しが検討されている。1つは多子世帯への支援の強化。老齢厚生年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の子に係る加算について、第1子・第2子と同額となるまで第3子以降の支給額を増額することが提案されている。

もう1つは子に係る加算のさらなる拡充。子育て期間中に定年退職等を迎え主たる収入が年金となる親が増えることが想定されることから、子に係る加算額の引上げや、これまで加算がなかった老齢基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金を、子に係る加算の対象とすることなどが提案されている。

### 【その他の制度改正事項（国民年金保険料の納付猶予制度）】

納付猶予制度は、将来の無年金・低年金を防止するために設けられ、2030（令和12）年6月までの時限措置となっているが、次の2点の見直しが検討されている。1つは、被保険者の対象年齢の要件（被保険者が50歳未満）は現行どおりで時限措置を延長すること。もう1つは、所得要件について本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であっても世帯主に一定以上の所得がある場合は、納付猶予の対象外として保険料納付を求めること。

## ◆2024年度国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の表彰自治体を決定

11月22日、2024年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰の対象となる自治体が決定し、11月29日に表彰式が厚生労働省で行われた。受賞した自治体は東京都調布市、神奈川県横須賀市、茨城県日立市、高知県安芸市、鳥取県西伯郡伯耆町の4市1町。

表彰式には、受賞した自治体から東京都調布市、神奈川県横須賀市、茨城県日立市、高知県安芸市、受賞した自治体を管轄する年金事務所として府中年金事務所、横須賀年金事務所、日立年金事務所、南国年金事務所、米子年金事務所が出席。そのほか、厚生労働省から年金局長（間隆一郎氏）、大臣官房年金管理審議官（武藤憲真氏）、日本年金機構から理事長（大竹和彦氏）などが出席した。

各自自治体の表彰の対象となった2022年度の主な取り組みは表1のとおり。

## &lt;表1&gt; 表彰市区町村の2022年度の取り組み

市町名前	選定した主な理由
調布市 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内で住民票担当部署と連携し、日本人の国外転出者に対して市独自で作成したチラシを交付することで、海外任意加入の制度周知を実施し、適切な海外任意加入に貢献した。</li> <li>障がい者手帳担当部署と連携し、障がい者手帳交付時に独自の案内文書を交付することで、障害年金の相談につなげ、障害年金の制度周知を図り、障害年金の適切な受給に貢献した。</li> </ul>
横須賀市 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所と年金事務所が連携して生活保護受給者を対象とした出張相談会を令和4年5月以降毎月開催し、年金記録や見込額の確認及び相談、請求書の受理を行い、年金の受給に貢献した。</li> <li>資格取得届や免除等の受付時に市独自で作成した資料をお渡しし、保険料納付の情報共有を図り、保険料納付・免除勧奨を実施した。また、生活保護受給者等へもれなく法定免除の案内を実施した。</li> </ul>
日立市 (茨城県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳で国民年金に加入した方々の電話番号について、市役所内の関係部署と連携のうえ多くの件数を年金事務所に情報提供。 ※提供頂いた電話番号を活用し、年金事務所において制度案内等を実施。</li> <li>市役所庁舎、支所だけではなく、日立市自ら調整し、駅前の公共施設や商業施設等に制度周知リーフレットを設置することにより年金制度広報に大きく寄与した。</li> </ul>
安芸市 (高知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所窓口の相談において年金事務所での手続きが必要になった方や、障がいにより電話での予約が困難な方に対し、市の職員が相談予約を代わりにを行い、年金事務所における予約相談の支援を積極的に実施。</li> <li>安芸市総合社会福祉センターにおいて年金事務所による出張相談会の毎月開催のほか、市役所窓口で厚生年金にかかる裁定請求書の受付を行い、年金相談等にかかる協力連携を実施した。</li> </ul>
西伯郡伯耆町 (鳥取県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町役場窓口で名刺サイズの予約相談案内カードを漏れなくお渡しし、年金事務所における年金相談予約率の向上に貢献した。</li> <li>国民年金保険料の収納にかかる口座振替・クレジット納付に関するチラシ及び申出書をクリア封筒に入れた「口振セット」及び「スマホアプリチラシ」を積極的に配布、口座振替加入者等の拡大に尽力した。</li> </ul>

※ 厚生労働省ホームページより

## ◆世帯主が65歳以上の世帯が占める割合、2050年には約46%に

～国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2024年推計）」～

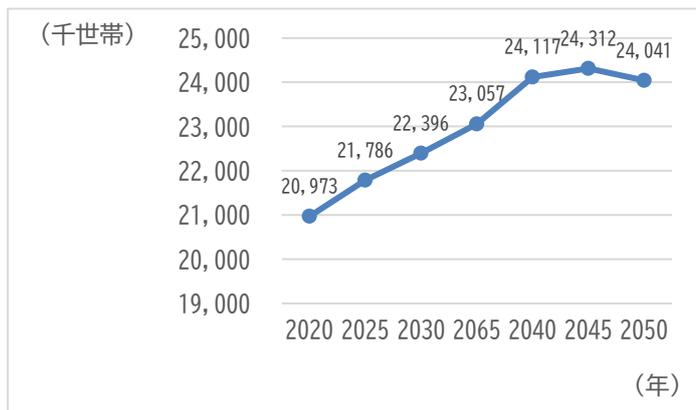
国立社会保障・人口問題研究所は11月12日、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2024年推計）」を公表した。本推計によれば、全国の、世帯主が65歳以上の世帯総数は、2020年の2,097万3千世帯が2050年には2,404万1千世帯となり14.6%の増加となる（図3）。5年ごとの増加率をみると、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2035年～2040年が4.6%と最も高くなるが、2045年～2050年には-1.1%と減少に転じる。

一般世帯総数（単独、夫婦のみ、その他の合計数。施設入居者を除く）に占める世帯主が65歳以上の世帯総数の割合をみると、2020年には37.6%だったものが2050年には45.7%に上昇する（図4）。

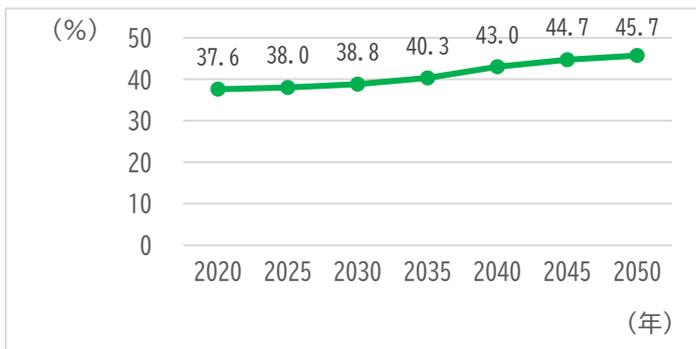
また、世帯主が75歳以上の世帯総数は、2020年の1,066万6千世帯が2050年には1,491万3千世帯と39.8%の増加となる。これには団塊世代や団塊ジュニア世代がそれぞれ75歳に到達する時期となっていることが影響している。

一般世帯総数に占める世帯主が75歳以上の世帯総数の割合をみると2020年には19.1%だったものが2050年には28.3%に上昇する。

<図3> 世帯主が65歳以上の世帯総数の推移



<図4> 一般世帯総数に占める世帯主が65歳以上の世帯総数の割合の推移



### ◆2024年9月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.1%

厚生労働省は11月29日、2024年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年9月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.6ポイント増の83.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は776万月で、納付月数は645万月。

【2022年9月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.7ポイント増の84.2%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は648万月。

【2023年9月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.1%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は632万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.1%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.2%となった。